

2017年（平成29年）第11回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）11月14日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）11月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）11月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階大会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 非農地証明について
 - 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
 - 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 6 出席委員

1番 坂本忠士	2番 藤井照正	3番 若井久夫
4番 岡本卓也	5番 森矢重則	6番 林内公二
7番 谷邊博人	8番 平勝義	9番 宮澤満志
10番 岡田克彦	11番 安原理雄	12番 江草豊明
13番 宮迫主政	14番 大元教義	15番 小林正勝
16番 桑田恒二	17番 谷本耕造	18番 高垣勲

以上18名
- 7 欠席委員
- 8 その他の出席者
- 9 事務局出席職員

事務局長	小川裕司	事務局次長	羽原知洋
松永出張所	藤原真治	北部出張所	宮川一樹
新市出張所	山縣葉二	沼隈出張所	杉本倫草
神辺出張所	藤井勝俊	事務局	杉原信広
事務局	村上裕信	事務局	平田純雄

以上10名

10 議事内容

午後3時51分開会

事務局長 それでは、ただいまから2017年（平成29年）第11回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 ー 開会あいさつ ー

議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員18名、委員全員出席ですので本会議は成立します。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号4番の岡本卓也委員と議席番号17番の谷本耕造委員をお願いいたします。

議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。

事務局 本日、議案の訂正等はありません。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区から報告をお願いします。

2番
(藤井) それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、11月22日（水曜日）午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前10時50分から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号2件、議案第2号3件、議案第3号2件の合計7件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ1番と2番について報告します。

1番は、春日町浦上の譲受人が、広島市東区の譲渡人より春日町大字浦上の田1筆914㎡を譲受けて、水稻の栽培をして経営規模の拡大をするものです。

2番は、久松台二丁目の譲渡人ほか2人が、持分各3分の1ずつ所有する千田町三丁目の田1筆962㎡を千田町大字千田の譲受人ほか4人が、

持分各10分の1ずつを持分移転により贈与を受けるものです。

いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長 西部地区の報告をお願いします。

4 番 それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

(岡本) 西部地区では、11月24日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号4件、議案第2号3件、議案第3号2件、議案第4号1件、議案第5号63件、議案第6号1件の合計74件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ3番から2ページ6番について報告をします。

3番は、木之庄町の受人が、遠方で耕作困難な福島市の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

4番は、熊野町の受人が、青葉台の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

5番は、熊野町の受人が、青葉台の渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

いずれの受人も、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないため、許可妥当と判断しました。

議 長 松永地区の報告をお願いします。

8 番 それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

(平) 松永地区では、11月24日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第5号23件、合計29件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの7番と8番について報告します。

7番は、松永町三丁目の受人が金江町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を作付けする計画です。

8番は、藤江町の受人が尾道市栗原町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を作付けする計画です。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11番 それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

(安原)

北部地区では、11月24日の正午から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第5号45件、議案第6号2件、議案第7号1件の合計56件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの9番から4ページの11番について報告をします。

9番は、加茂町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

10番は、駅家町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

11番は、神辺町の譲受人が、神石郡神石高原町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して野菜を栽培するものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは、確保予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長 神辺地区の報告をおねがいします。

17番 神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

(谷本)

神辺地区農地調整協議会は、11月24日午前9時からの現地調査に続き、午前10時30分より神辺支所3階31会議室において協議会委員6名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号4件、議案第3号1件、議案第5号13件、議案第6号2件、議案第7号1件の合計22件について、審査しました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ12番について報告をします。

川北に居住する譲受人が、申請地の田1筆、100㎡を兄から贈与を受け、耕作中の隣接地と一帯で耕作するもので、申請地では引き続き水稻を

栽培する計画です。

譲受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第 1 号のすべての案件について，別紙調査書のとおり，借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり，機械・労働力・技術などに問題はなく，また，農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず，許可要件を全て満たしています。

議 長

これより，質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので，採決をいたします。

議案第 1 号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により，議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に，議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは，議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」5 ページの 1 番から 3 番について報告します。

1 番と 2 番は関連案件です。

千田町の法人が，1 番で千田町大字千田の畑 2 筆計 1, 1 5 6 m²を譲受け，2 番では千田町大字千田の畑 1 筆 3 9 2 m²を譲受けて，合計 1, 5 4 8 m²を露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。

場所は、千塚池の西、約100メートルです。

3番は、草戸町の譲受人が、草戸町の田1筆543㎡を川口町二丁目の譲渡人から譲受けて、住宅を建築するものです。

場所は、芦田川右岸の山側で、草戸大橋の西、約300メートルです。

いずれの案件も現地確認を行いました。排水・日照等問題なく申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議 長

西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ4番から6ページ6番について報告します。

4番は、熊野町の受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の渡人である祖父から借受け、分家住宅を建築するものです。

場所は、瀬戸池の南東、約700メートルの論田川沿いのところです。

5番は、沼隈町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、道の駅「アリストぬまくま」の北、約250メートルのところ。

6番は、手城町の受人が、沼隈町の渡人である父親から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、沼南高校の南西、約900メートルのところ。

なお、4番は、農振農用区域内の農地のため、農振除外手続き中であり。

現地調査をしましたが、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ7番について報告します。

内海町の法人が今津町の渡人から譲受け、露天資材置場として利用するものです。すでに、バラス等を入れて整備していますので、顛末書の提出を受けております。場所は、県立松永高等学校の西、約460メートルのところ。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 8 番と 7 ページ 9 番について報告します。

8 番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。

場所は、県立戸手高等学校の南西、約 5 0 0 メートルのところ です。

9 番は、新市町の譲受人である医療法人が、埼玉県鶴ヶ島市の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、渡上橋の北西、約 3 0 0 メートルのところ です。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」7 ページ 1 0 番から 8 ページ 1 3 番について報告します。

1 0 番は、川南の建築業を営む法人が、申請地を譲受け、露天資材置場として転用するものです。

1 1 番から 1 3 番ですが、川南にある不動産業・建築業を営む法人が、1 1 番及び 1 2 番の申請地、田 2 筆、合計 1, 5 6 0 m²を譲受け、建売住宅 5 棟を建築するとともに、一部を露天資材置場として転用するものです。

また、1 3 番では、申請地の田 1 筆、9 0 0 m²を譲受け、露天資材置場として転用するものです。関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま す。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第 2 号の 1 番から 3 番は、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため第 2 種農地として判断されます。

また、1 0 番は、福山市役所神辺支所からおおむね 3 0 0 メートル以内に存在するため、第 3 種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地，甲種農地，第1種農地，第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

なお，4番ですが備考欄に農振と記載していますが，本日付で農振除外となっております。

常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより，質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので，採決します。
議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により，議案第2号は，原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に，議案第3号「非農地証明について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井)

それでは，議案第3号「非農地証明について」9ページ1番と2番について報告をします

1番は，木之庄町二丁目町の申請人が，久松台一丁目の畑1筆359㎡について，平成4頃より貸家敷地として利用し，現在に至るものです。

場所は，久松台団地の入り口のところで，久松台小学校の南西，約100メートルです。

2番は，草戸町四丁目の申請人が，草戸町の畑1筆247㎡について，昭和42年4月頃より耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し原野となったものです。

場所は、芦田川右岸の山側で、草戸大橋の西、約350メートルのところ
ろです。

いずれも現地確認を行いました。農地への復旧は困難であり、農地性
は無いと判断しました。

議 長

西部地区から報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第3号「非農地証明について」9ページ3番と4番について報告を
します

3番は、佐波町の申請人によるもので、申請地を平成9年頃から耕作
放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っており
ます。

場所は、赤坂保育所の南、約200メートルのところ
ろです。

4番は、北本庄の申請人によるもので、申請地を昭和45年頃から
耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っており
ます。

場所は、八日谷ため池の南、約200メートルのところ
ろです。

なお、いずれも、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き
中であります。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥
当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第3号「非農地証明について」の9ページ5番から7番
について報告をします。

5番は、佐波町の申請人が昭和47年頃から耕作放棄していたところ、
雑木等が繁茂し、山林となっております。場所は、神村12区コミュニテ
ィ館の南西、約460メートルのところ
ろです。

6番は、柳津町五丁目の申請人が昭和57年頃から物置敷地として利用
し、現在に至っております。場所は、柳津小学校の校庭のすぐ北側
です。

7番は、尾道市栗原町の申請人が平成19年8月頃から耕作放棄してい
たところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。場所は、弥勒の里の
南西、約400メートルのところ
ろです。

なお、5番と7番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部
局との調整は整っております。

いずれも、現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難

であり、証明妥当と判断しました。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11 番 それでは、議案第 3 号「非農地証明について」の 9 ページの 8 番から 10 ページの 10 番について報告します。

(安原)

8 番は、芦田町の申請人が、昭和 50 年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、現在に至っております。

場所は、芦田中学校の北東、約 100 メートルのところですか。

9 番は、木之庄町の申請人が、昭和 51 年 10 月頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、芦田中学校の北東、約 600 メートルのところですか。

10 番は、駅家町の申請人外 1 人が、昭和 50 年 8 月頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、服部小学校の北東、約 100 メートルのところですか。

なお、9 番と 10 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長 神辺地区の報告をお願いします。

17 番 それでは、議案第 3 号「非農地証明について」の 10 ページの 11 番について報告します。

(谷本)

神辺町湯野の申請人が、昭和 50 年に周辺一帯で土砂崩れがあり、その災害復旧工事として、コンクリート擁壁を設置し、現在に至っております。

現地を確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明妥当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番 (岡本) 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」11ページ1番について報告をします。

箕島町の申請人によるもので、被相続人の子が、申請地を相続し特例の適用を受けようとするものです。

2筆は、ハウスでほうれん草を栽培、1筆は、露地で里芋等の野菜を栽培しており、申請地は適正に管理されており、引続き農業を行っていくという意思も確認しております。

場所は、それぞれ箕島小学校の北西、約250メートル、北、約300メートル、南、約250メートルの釣ヶ端新開の基盤整備区域内のところです。

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。

西部地区から報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 12 ページの 1 番から 20 ページの 63 番について報告します。

全体で、件数 63 件、筆数 92 筆、面積 71,709.5 平方メートルで、借人は、個人が 27 人、法人が 1 人の 28 人となっております。

内訳は、新規分が、件数 26 件、筆数 42 筆、面積 38,681.6 平方メートル、更新分が、件数 37 件、筆数 50 筆、面積 33,027.9 平方メートルとなっております。

また、栽培作物は、水稻、野菜、果樹、飼料作物等となっております。

なお、19 ページの 58 番は、飲食業を営んでいる法人が、解除条件付の使用貸借権を設定して農業に参入するものです。

いずれの案件とも、福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」20 ページ 64 番から 23 ページ 86 番について報告します。

合計で、23 件、29 筆、面積 28,078 m²です。

地目別では、田 24 筆、25,531 m²、畑 5 筆、2,547 m²です。

新規・更新の別は、新規分 14 件、17 筆、18,857 m²と、更新分が 9 件、12 筆、9,221 m²です。

担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、すべての案件が農用地利用集積計画として適当であると判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 23 ページ 87 番から 31 ページ 131 番について報告します・

全体で、件数 45 件、筆数 106 筆、面積 83,794.24 平方メートルです。

内訳は、新規分が、件数 24 件、筆数 68 筆、面積 50,622.24 平方メートル、更新分が、件数 21 件、筆数 38 筆、面積 33,172 平方メートルとなっております。

地目別では、田が、84筆、70,971.24平方メートルで、畑が、22筆、12,823平方メートルです。

担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。

議長 神辺地区の報告をお願いします。

17番 (谷本) 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の32ページ132番から33ページ144番について報告します。

全部で、13件、15筆、14,464㎡です。

地目別では、田が14筆13,999㎡、畑が1筆465㎡です。

権利別では、賃借権の設定は、田2筆、3,050㎡、畑1筆、465㎡です。使用貸借権の設定は、田12筆、10,949㎡です。

権利の設定期間別では、3年が田11筆、10,167㎡、畑1筆、465㎡です。6年が田2筆、3,206㎡です。10年が田1筆、626㎡です。

新規・更新別では、新規分は、田7筆、6,289㎡、畑1筆、465㎡です。更新分は、田7筆、7,710㎡です。

なお、132番及び133番は新規就農分です。

作物別では、水稻の作付は、8筆、9,930㎡です。野菜の作付は、6筆、3,697㎡です。野菜と花の作付は、1筆837㎡です。

担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、全ての案件が福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。

事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。

議案書12ページから33ページに144件の案件を上程しています。

12ページ2番と6番は、「新規就農促進措置」によるものです。下限面積である1,000㎡未満であっても、1筆を単位として、3年間の利用権の設定や更新ができるものです。

また、19ページ58番、20ページ64番から21ページ68番、23ページ88番、26ページ102番、105番、及び30ページ122番から31ページ127番は、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件です。

「株式会社夢笛」、「株式会社斎藤商店」、「イトモス株式会社」は、使用貸借権、「イノチオ精興園 株式会社」は、賃借権をそれぞれ農地の所有者と設定するものです。

本計画案は、9月末を締切りとして、242筆、198,063.74平方メートルの申し出がありました。

内訳は、田184筆、148,624.84平方メートル。畑58筆、49,438.90平方メートルです。

全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。

議 長

これより、質疑に入りますが、24ページ93番、94番が、安原委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により退席をお願いします。

(安原委員退席)

議 長

それでは、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
採決が終わりましたので安原委員は御着席ください。

(安原委員着席)

議 長

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本) 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の 34 ページ 1 番について報告します

沼隈町の渡人から、広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が賃貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。

内訳は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積 877 平方メートルで、畑です。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原) それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」34 ページ 2 番と 3 番について報告します。

2 番は御幸町、3 番は千葉県柏市の渡人から、広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が賃貸による農地中間管理権を設定して借受けるものです。

内訳は、件数 2 件、筆数 9 筆、面積 8,025 平方メートルで、地目は、いずれも畑です。

議 長 神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本) 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」34 ページ 4 番と 5 番について報告します

全部で、2 件、田 4 筆、3,994 m²です。

権利別では、全て、使用貸借権の設定によるものです。権利の設定期間は、全て、平成 29 年 12 月 31 日から平成 39 年 12 月 31 日です。新規・更新別では、全て、新規分です。

全ての農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。

議 長 ありがとうございます。
事務局から補足説明等があればしてください。

事務局 議案第 6 号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。

農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。

5件、14筆、12,896平方メートルの申し出がありました。内訳は、田4筆、3,994平方メートル。畑10筆、8,902平方メートルです。

利用権を設定する期間は、本年12月31日から平成39年12月31日までです。

議長 これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。

北部地区の報告をお願いします。

11番 (安原) 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の35ページ1番について報告します。

先ほど承認を頂いた、議案第6号の2番から3番については、花園町の受人が、賃借権を設定して、農地中間管理機構より借受けるもので、経営規模の拡大を図るものであり、配分計画案に異議はありません。

議長 神辺地区から報告をお願いします。

17番 (谷本) 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の35ページ

2番については、配分計画案に意見、異議等はありません。

議 長

ありがとうございました。
事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第7号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。

農地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。

利用権の期限は、県の公告日の翌日から平成39年12月31日までとなります。

議 長

これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第7号について、意見、異議等がないことで福山市へ報告してよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第7号は意見、異議等がないことを福山市へ報告します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

36ページから39ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、10件を事務局長専決で受理しました。

次に、40ページ、41ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、42ページから

56ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条8件、5条57件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、57ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。

次に、58ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から照会があったもので、登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。

この報告は、照会の日から2週間以内に行うこととなっています。この間に農地部会の開催がなかったため事務局長専決で報告しました。

現地調査の結果、農地性が認められなかったため、非農地として報告しました。

次に、59ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、すべて計画の中止によるものです。
専決処分及び届出等については以上です。

議 長
委 員

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので2017年(平成29年)第11回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、12月28日開催の予定です。
皆様お疲れ様でした。

午後3時35分閉会